

福岡県公報

平成18年1月4日
第2479号

目次

告示(第1号-第13号)

○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	…………… 1
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	…………… 1
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	…………… 2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	…………… 2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	…………… 2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	…………… 3
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治山課)	…………… 3
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治山課)	…………… 3
○町の字の区域の変更	(地方課)	…………… 4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	…………… 6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	…………… 6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	…………… 6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	…………… 7
雑報		
○福岡北九州高速道路公社債券の定時償還のための抽せんの結果	(高速道路対策室)	…………… 7

告示

福岡県告示第1号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成18年1月4日から同月18日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部公園街路課に意見書を提出することができる。

平成18年1月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
福岡都市計画公園9・7・1号海の中道海浜公園の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
福岡市東区大字西戸崎字沖ノ山、字久保、字西戸崎、字藤棚及び字シヲヤ並びに大字奈多字小瀬抜、字白浜、字雁ノ巣及び字裏附並びに雁の巣一丁目及び雁の巣二丁目の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部公園街路課
福岡市都市整備局都市計画部都市計画課

福岡県告示第2号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成18年1月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
飯塚市大字明星寺字小石ヶ浦1027、1028の1、1028の2、1030、1031の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第3号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年1月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
北九州市小倉南区大字道原字芦苺1140の3
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第4号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年1月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
北九州市小倉南区大字頂吉字ミイカハ山より臺迄1652の8、1652の15
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第5号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年1月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
北九州市小倉南区大字木下字野口327の1、327の5から327の13まで、329、字奥谷328
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第6号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年1月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

山田市大字熊ヶ畑字大林235の13、235の16、235の18、329の1、332

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び山田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第7号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成18年1月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和35年12月15日農林省告示第1295号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡水産林務部治山課及び筑穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第8号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成18年1月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年7月21日農林水産省告示第1270号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡水産林務部治山課及び嘉穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、朝倉町長から朝倉町の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、県営ほ場整備事業宮野地区土地改良事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成18年1月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を大字宮野字湯ノ隈に編入する。

大字	字	地番
宮野	中ノ原	1458の1の一部、1459の1の一部、1459の2、1459の3の一部、1460の1の一部、1460の2、1461の1の一部、1461の2、1462の1の一部、1462の2、1465の一部、1466の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

2 次の区域を大字宮野字中ノ原に編入する。

大字	字	地番
宮野	矢林	1498の1の一部、1499の一部、1500の一部、1502の一部
字湯ノ隈1444の2に隣接する道路である公有地の全部並びに1443の1、1444の2の地先の道路である公有地の一部		

3 次の区域を大字宮野字矢林に編入する。

大字	字	地番
宮野	中ノ原	1453の1の一部
この区域に隣接する道路、水路である公有地の全部		

4 次の区域を大字宮野字蓮輪に編入する。

大字	字	地番
宮野	野田原	1670の1、1670の2、1672の1、1672の2、1673の1から1673の3まで、1676の1、1677の1
これらの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに1677の2に隣接する水路である公有地の全部		

5 次の区域を大字宮野字野田原に編入する。

大字	字	地番
宮野	蓮輪	1792の1、1794の1、1795の1、1796の1、1796の2、1797の1、1797の2の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに1793の1、1793の2に隣接する水路である公有地の全部		

6 次の区域を大字宮野字宮ノ前に編入する。

大字	字	地番
宮野	宮野脇	1192の1から1192の3まで、1193の1、1193の2、1194の1、1194の2、1196の1、1197の1、1197の2、1199の1、1199の2、1200、1201の1、1202の1、1202の2、1203の1、1203の5、1203の6、1204の1、1204の2、1206、1207の1、1207の2、1210の1、1211、1212、1213の1から1213の3まで、1215の1、1215の2、1216
	落合	1274の一部、1274の3の一部、1275の一部、1282の4、1283の1から1283の3まで、1284の3の一部、1287から1289まで、1290の1、1290の2、1291、1292、1294の4
	矢林	1475の一部、1478の3、1490の2
須川	威徳寺	3208の1の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字矢林1475、1476の2、1477の2に隣接する道路である公有地の全部		

7 次の区域を大字宮野字宮野裏に編入する。

大字	字	地番
宮野	宮野	1116の一部、1133の一部

これらの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに字垣添930の1、931の1の地先の道路である公有地の一部

- 8 次の区域を大字宮野字宮野に編入する。

大字	字	地番
宮野	宮野裏	1039の一部、1050の1の一部、1051の1の一部、1054の1の一部、1055の1の一部、1057の一部、1058の1の一部
これらの区域に隣接する道路である公有地の一部並びに字宮野裏1073の1、1075の1、1082の1、字垣添930の1、931の1の地先の道路である公有地の一部		

- 9 次の区域を大字宮野字垣添に編入する。

大字	字	地番
宮野	立野裏	795の1の一部、796の一部、805の一部
	立野	806の一部、807の1の一部、807の2の一部
	高畑	902の3の一部、902の4、903の3から903の5まで
	宮野裏	1035の1、1036の1から1036の3まで、1037の1、1038の1の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに字辰ヶ坂978に隣接する道路である公有地の全部		

- 10 次の区域を大字宮野字立野裏に編入する。

大字	字	地番
宮野	立野	807の1の一部、807の2の一部
	垣添	974の一部、976の1の一部
これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部		

- 11 次の区域を大字宮野字高畑に編入する。

大字	字	地番
宮野	窪利	363の4、368の4、368の5、369の2、370の1の一部、370の2、371の1の一部、371の2、372の1の一部、372の2、374の1の一部、374の2、375の1の一部、375の2、376の1の一部、376の2、377の1の一部、377の2、378の1の一部、378の5

これらの区域に介在する水路である公有地の全部

- 12 次の区域を大字宮野字立野に編入する。

大字	字	地番
宮野	窪利	378の1の一部、378の2の一部、378の3、383の3の一部、383の4から383の6まで、384の3、385の1の一部、385の2の一部
	正尻	422の2の一部、423の一部
	高畑	889の1の一部、889の2の一部、889の3、889の4の一部、890の1の一部、890の2の一部、890の3、890の4、902の3の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字正尻422の1の地先の水路である公有地の一部		

- 13 次の区域を大字宮野字窪利に編入する。

大字	字	地番
宮野	正尻	414の1の一部、415の1の一部、421の一部、422の1の一部
これらの区域に隣接介在する水路である公有地の一部並びに大字宮野字立野875の2の地先の道路である公有地の一部		

- 14 次の区域を大字宮野字正尻に編入する。

大字	字	地番
宮野	窪利	411の1の一部
	杉馬場	447の一部、471の1の一部、472の1の一部、473の1の一部、474の1の一部、475の1の一部、476の1の一部、478の2の一部、478の3、478の4、479の1
これらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部		

- 15 次の区域を大字宮野字杉馬場に編入する。

大字	字	地番
宮野	表	684の1の一部、685の1、685の2の一部、685の3、695の一部、696の一部、697、698、699の1、699の2、700、701の1、701の4、702の2の一部、702の3、703の1、704の1
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

16 次の区域を大字宮野字表に編入する。

大 字	字	地 番
宮 野	北 八 坂	550

17 次の区域を大字須川字威徳寺に編入する。

大 字	字	地 番
宮 野	宮 ノ 前	1244の3の一部、1247の一部、1249の一部、1250の一部、1252の一部
	宮 野 脇	1248の一部
これらの区域に介在する水路である公有地の全部並びに字宮ノ前1257の1の地先の道路、水路である公有地の一部		

福岡県告示第10号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年1月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年11月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人Wellの会

(2) 代表者の氏名

松尾 朝行

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市城南区樋井川六丁目10番23号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡市内の障がいを持つ人に対して、社会参加と平等な福祉社会の

実現に関する事業を行い、障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第11号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年1月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年11月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人安心ネットワーク井戸端

(2) 代表者の氏名

安河内 茂

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市城南区友丘五丁目14番27号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、家庭・地域の高齢者・婦女子・少年などに対して防犯援助・生活援助事業を行い、犯罪に負けない、孤独・孤立感のない、隣人同士の連帯・連携ある安心で安全なまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第12号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年1月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年11月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人あい愛サポートふくおか

(2) 代表者の氏名

野田 昌利

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区八田二丁目16番28-102号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、一般市民及び医療福祉関係者に対して、成年後見制度の啓発普及を図り、国や地方自治体をはじめとする関係各機関と連携し、後見人候補者や専門家等の人材育成研修等の事業と保健、医療又は福祉サービスの一層の充実・向上や権利擁護、財産管理等の支援活動を行い、障害者や高齢者等すべての人々が健やかに安心して自立した生活ができる豊かな地域社会の実現と消費者保護に寄与することを目的とする。

福岡県告示第13号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年1月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年11月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人H・S・C

(2) 代表者の氏名

古賀 孝幸

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区須崎町8番10号

(4) 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、自分の努力により自立、社会復帰をしたいと強く希望するホームレスの方に、きちんとした居所（住所）として自立支援共同住宅を提供し、生活保護を受けられる環境を整備し、一人でも多くの方が自立、社会復帰できるよう就職支援及び技術指導を行うことで、ホームレス問題の早期解決、事態悪化の予防に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、自分の努力により自立、社会復帰をしたいと強く希望するホームレスの方に、きちんとした居所（住所）として自立支援共同住宅を提供し、生活保護を受けられる環境を整備し、一人でも多くの方が自立、社会復帰できるよう就職支援及び技術指導等を行うことで、ホームレス問題の早期解決、事態悪化の予防に寄与することを目的とする。

雑 報

福岡北九州高速道路公社公告第4号

福岡北九州高速道路債券の定時償還のための抽せんを行った結果、償還する債券の証券番号が決定しましたので福岡北九州高速道路債券規程第15条の第1項の規定により公告します。

平成18年1月4日

福岡北九州高速道路公社

理事長 田 中 康 順

銘 柄	券面金額	証券番号	償還期日	償還額（千円）
第93回福岡北九州高速道路債券	100万円	18,125 ～ 18,814	平成18年1月26日	690,000
第95回福岡北九州高速道路債券	100万円	6,428 ～ 6,877	平成18年1月28日	450,000
第97回福岡北九州高速道路債券	100万円	11,444 ～ 12,193	平成18年1月28日	750,000

第99回福岡北九州 高速道路債券	100万円	1,658 ~ 2,407	平成18年1月28日	750,000
---------------------	-------	---------------	------------	---------